

名古屋国道事務所 管内図

NAGOYA NATIONAL HIGHWAY OFFICE



国土交通省 中部地方整備局
名古屋国道事務所

名古屋国道事務所のご案内

☎467-0833

名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目3-0 番地

総務課 ☎052-853-7320

①名古屋国道事務所に関する総合窓口です。

経理課 ☎052-853-7340

①名古屋国道事務所が発注する物品購入等の入札・契約及び支払い各

種事務等の関係に関する窓口です。

愛知契約センター ☎052-853-7321

①工事、業務の入札・契約及び支払い等に関する窓口です。

用地第一課 ☎052-853-7322

①工事、業務の入札・契約及び支払い等に関する窓口です。

用地第二課 ☎052-853-7353

①名古屋国道事務所管内における歩道設置や交差点改良事業等に係る

用地取得に関する窓口です。

品質確保課（愛知品質センター） ☎052-853-7351

①名古屋国道事務所管内の道路の改良事業、建設機械、機械設備、道路環境整備

事業及び共同費、電線共同溝の工事に関する窓口です。

計画課 ☎052-853-7323

①名古屋国道事務所が実施する改善事業の調査、計画、設計及び環境

影響調査、利用、電線共同溝の計画、設計に関する窓口です。

管理第一課 ☎052-853-7324

①名古屋国道事務所管内の道路管理及び歩行者利用申請や自転車利用

等の許可及びボランティアサポートに関する窓口です。

管理第二課 ☎052-853-7325

①名古屋国道事務所管内の道路の維持管理、防災対策及び観光などの

観光情報に関する窓口です。

交通対策課 ☎052-853-7327

①名古屋国道事務所管内の歩道設置、交差点改良等の交通安全対策、

防災情報に関する窓口です。

施設管理課 ☎052-841-8788

①名古屋国道事務所管内の道路機械設備の整備及び維持管理に関する

窓口です。

案内図



名古屋国道事務所ホームページ
https://www.cbr.mlt.go.jp/meikoku/

ホームページ

道路緊急ダイヤル 24時間受付

道路の異状を発見したらご一報ください。

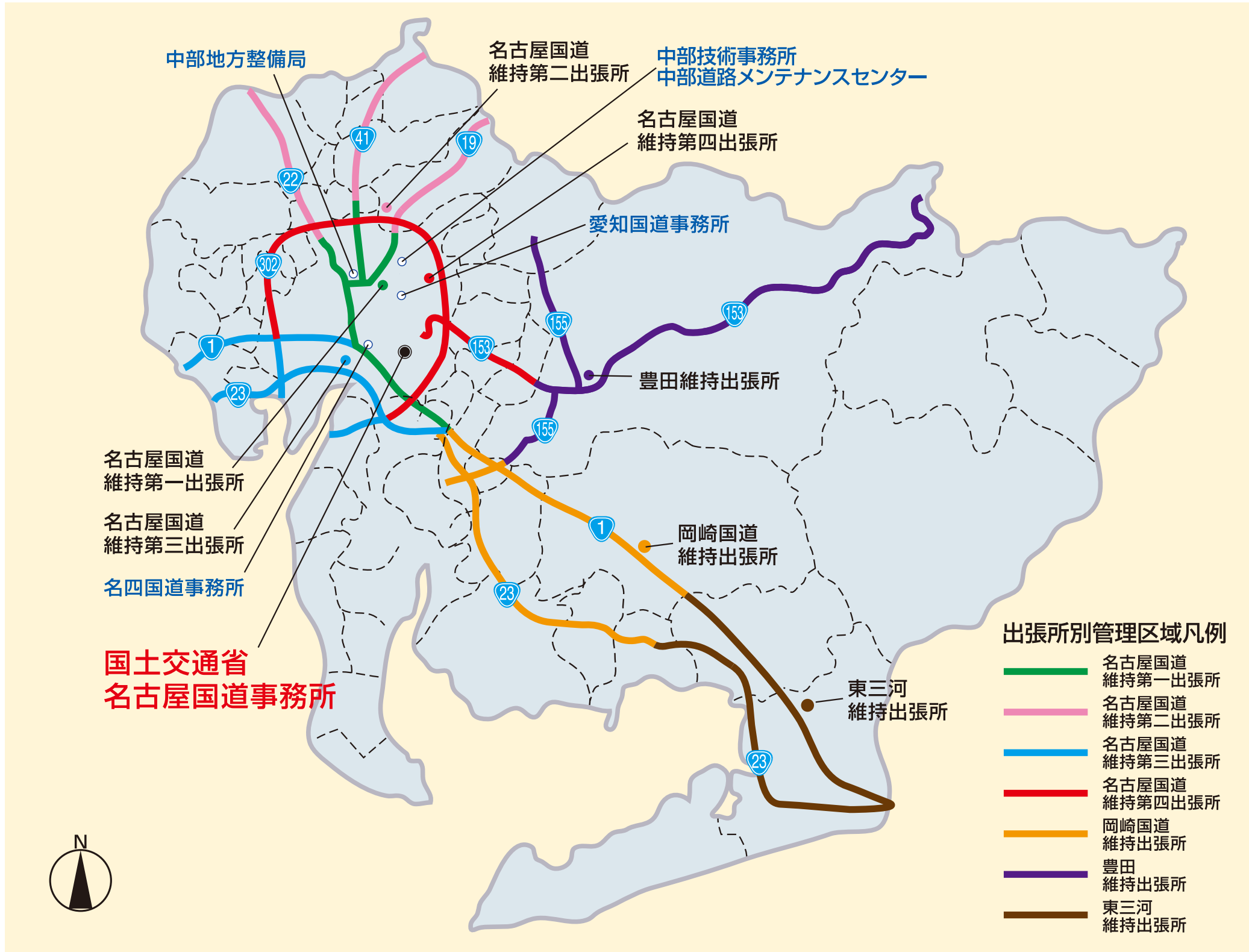
緊急通報 #9910へ

名古屋国道事務所の事業概要

“地域や道路利用者の皆様から信頼される事務所をめざして”

名古屋国道事務所は、愛知県内の主要な国道である1号、19号、22号、23号、41号、153号、155号及び302号の8路線（管理延長445.8km）の管理をとおして、大規模災害への対応や良質な道路利用環境を提供することで、道路利用者への安全で快適な道路サービスを提供することを目的に事業を展開しています。

快適な道路サービスの提供をめざして、日常的な維持管理や防災対策、交通安全対策、地域の更なる発展を支える道路空間や沿道環境の整備、広域的な幹線道路ネットワークの保全や管理をとおしての道路情報の収集・提供、道路に関する許認可事務及び道路の適正利用に向けた点検・指導・取締をとおして、安全で安心な道づくり・環境づくりに取り組んでいます。



出張所別管理区域凡例

- 名古屋国道維持第一出張所
- 名古屋国道維持第二出張所
- 名古屋国道維持第三出張所
- 名古屋国道維持第四出張所
- 岡崎国道維持出張所
- 豊田維持出張所
- 東三河維持出張所

名古屋国道事務所管内の地域課題

- ・都市部における渋滞の緩和、沿道環境の改善
- ・幹線道路で多発する交通事故の削減
- ・大規模災害への対策の強化（風水害対応）（想定：東海、東南海、南海地震等）

名古屋国道事務所管内の地域課題に対する取組

- ① 円滑な道路交通の確保と沿道環境の改善
 - ・交差点改良等の渋滞対策の実施
 - ・路上工事時間の短縮
 - ・環境施設設置等の沿道環境整備の維持・保全
 - ・情報ネットワークの充実
- ② 安全な道路環境の確保
 - ・幹線道路における交通事故対策
 - ・「道の駅」の整備等
- ③ 安全・安心の確保
 - ・電線共同溝整備の推進
 - ・道路改築事業
 - ・緊急輸送道路の耐震化（橋梁の耐震化）の推進
 - ・橋梁補修、法面防災対策等の実施

出張所	区間（管理延長）	管理区域および延長	計
維持第一出張所	1号（14.4） 19号（13.1） 22号（5.6） 41号（7.3） 19号（18.6）	刈谷市今川町（新橋橋）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）	40.4
維持第二出張所	22号（20.4） 41号（20.5） 1号（18.6） 23号（28.1） 302号（13.4）	名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）	59.5
維持第三出張所	1号（15.3） 302号（45.6）	名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）	61.5
維持第四出張所	1号（29.1） 23号（36.1） 153号（3.1） 153号（60.1） 153号（21.8）	名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）	68.3
岡崎国道維持出張所	1号（31.5） 23号（36.0）	名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点） 名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）	67.5
東三河維持出張所	23号（36.0）	名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）～名古屋熱田区南郷2丁目（国道19号24号交差点）	44.8

※四捨五入の関係で合計に誤差が生じております。

円滑な道路交通の確保と沿道環境の改善

道路利用に関する日常的な管理

安全で安心して利用できる道路サービスを提供するために、「道路/トロール」「異常気象時における通行規制」「道路情報の収集・提供」「道路利用に関する許認可事務」等の業務を実施しています。

【道路/トロール】



【ポットホールの補修】



【除草作業】



【通行止装置】



沿道の環境改善



ライフライン（水道・ガス・電気等）を収容する道路空間の整備・管理



【共同溝】

ライフラインを道路地下空間にひとまとめに収容する共同溝を管理し、路面の掘り直し工事を減少し円滑な道路の確保を図るとともに、災害時における安全性・信頼性の向上を図ります。

(1) 共同溝管理
・国道1号、19号、22号、23号、41号、302号

【電線共同溝】

電力通信事業者の電線を地下に収容する電線共同溝を整備し電柱をなくすることで、災害時における緊急輸送道路の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援します。

(1) 電線共同溝整備
国道1号、22号、41号、153号 計25.6kmを事業中

安全な道路環境の確保

交通事故対策のための交通安全施設等の整備

安全で快適な道路環境確保のために交通安全事業を実施しています。

事故ゼロプラン
事故データの分析や事故発生からの情報に基づき交通事故の発生傾向を把握し、事故原因に即した対策を講ずる。事故原因に即した対策を講ずる。事故原因に即した対策を講ずる。



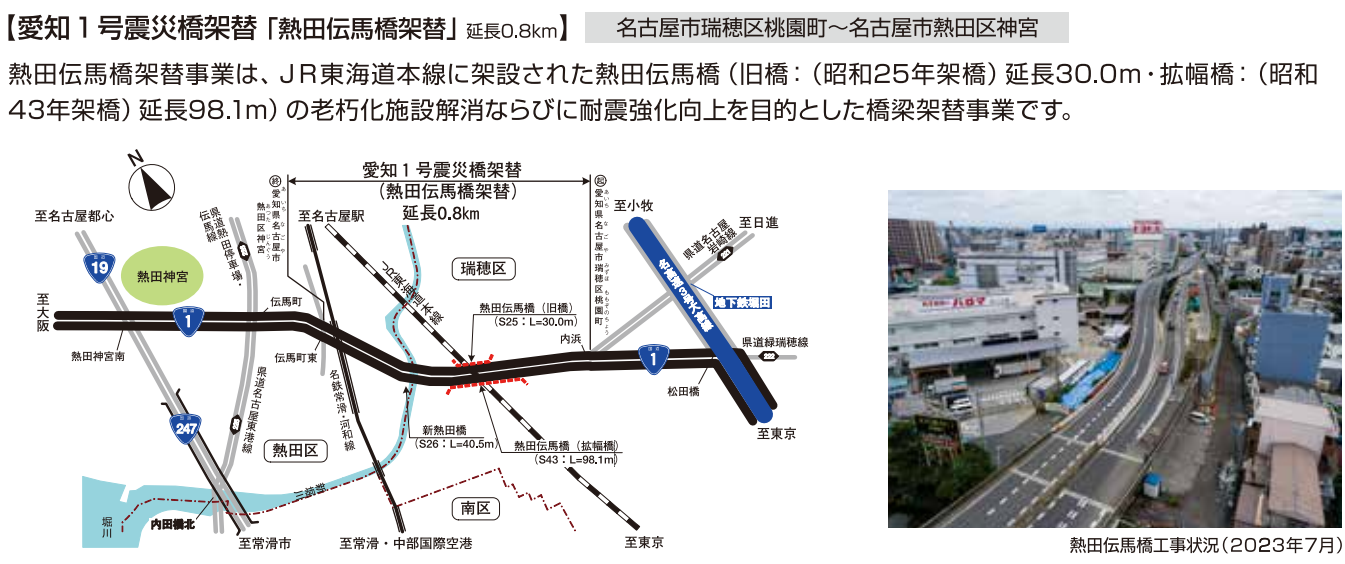
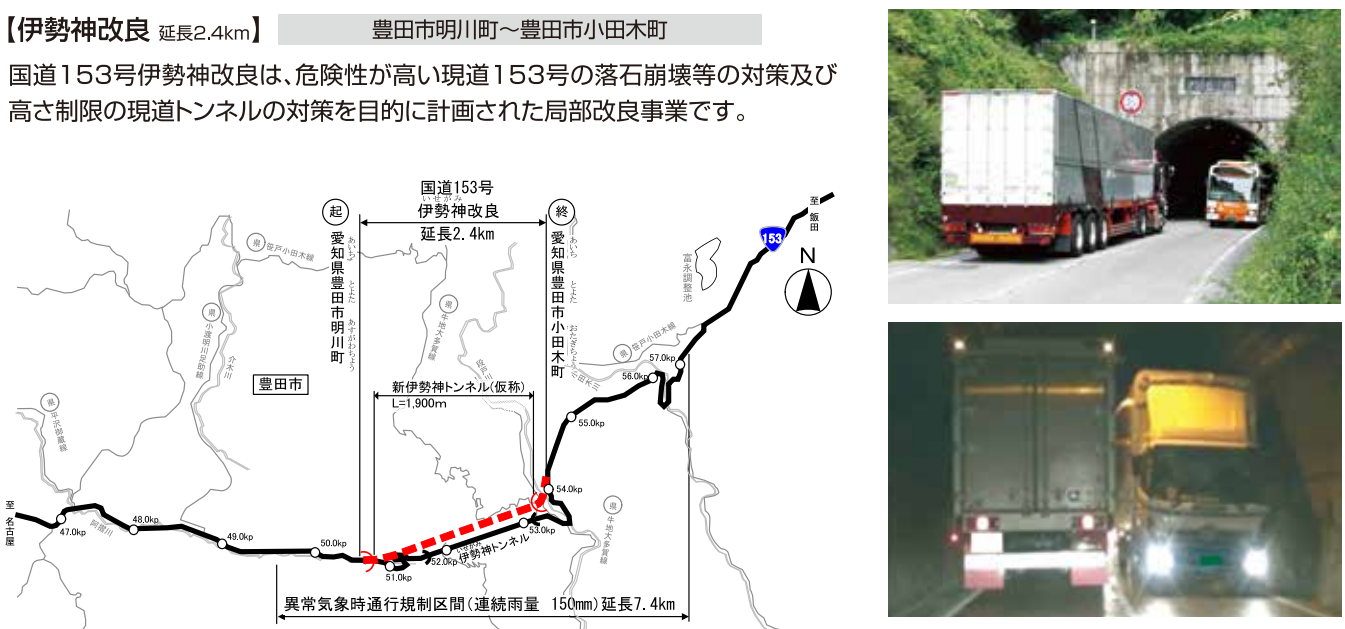
安全・安心の確保

道路の維持修繕や防災対策

道路利用者等への重大事故を未然に防止する観点から道路構造物の点検を実施しており、異常や劣化が発見された構造物は計画的に補修を進めています。また災害に強い道路交通を確保する耐震補強のほか山岳部における法面防災対策等を実施しています。



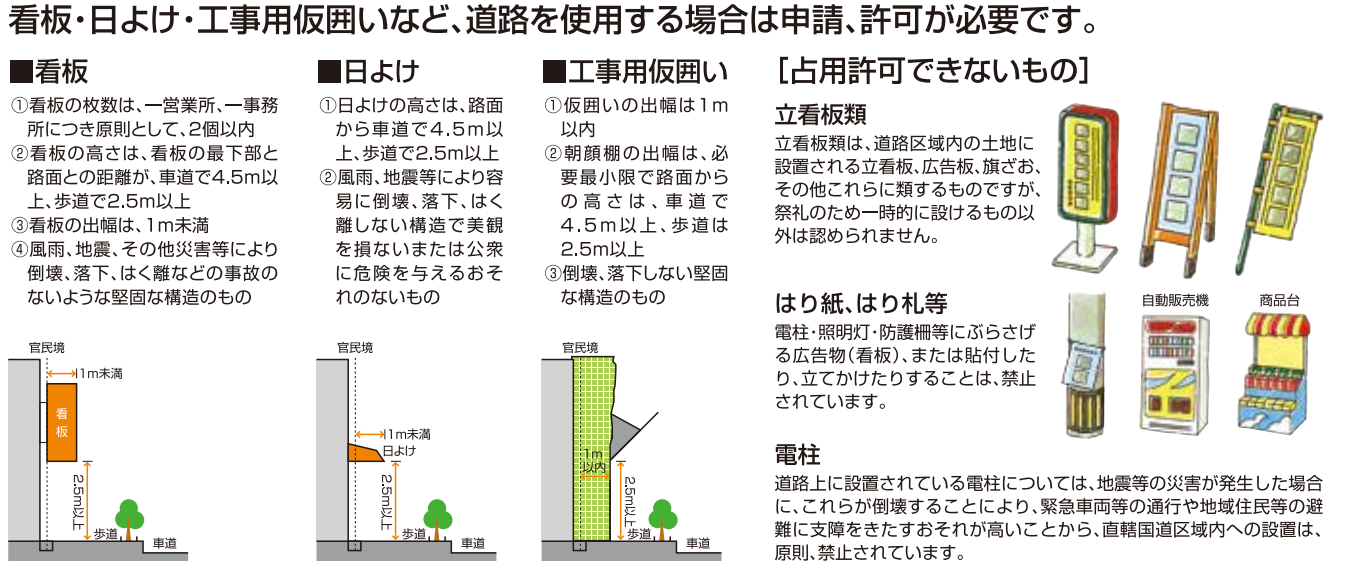
道路改築事業



許認可事務

道路に関する承認及び占用許可

国へ出入りするための乗り入れの工事、道路用地の工事等で道路の機能を要する場合は、これらの審査及び承認業務を行います。また、上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインを道路敷内に収容する場合、建築物の建設に伴い道路敷内に足電を設置したり、建築物の建設に伴い道路敷内に占有する場合の審査及び許可を行います。道路本来の機能を損なうことなく安全に実施します。



特殊車両通行許可

